

令和6年度介護保険制度改正に係る集団指導等のスケジュール（令和6年3月26日時点）

| No. | 日付（予定）（下記は全て「令和6年」です） | 内容 |
|-----|----------------------------|--|
| 1 | 令和5年7月25日（火） | 第1回集団指導「業務継続計画の策定等」 ハイブリッド開催 済み |
| 2 | 令和5年12月13日（水）～ | 第1回集団指導「業務継続計画の策定等・振り返り指導」 パワーポイント指導 ホームページ掲載中 |
| 3 | 令和5年12月18日（月）～ | 第2回集団指導「令和5年度末まで経過措置が設けられた令和3年度介護報酬等の改定事項関係」 パワーポイント指導 ホームページ掲載中 |
| 4 | 令和5年12月18日（月）～令和7年1月18日（木） | 第2回集団指導に係る質問受け 受付終了 |
| 5 | 令和6年1月22日（月） | 第2回集団指導の質問に対する回答 ホームページ掲載中 |
| 6 | 令和6年1月30日（火） | 第3回集団指導「令和6年度介護保険制度改正・基準省令関係編」 パワーポイント指導 ホームページ掲載中 |
| 7 | 令和6年1月30日（火）～令和6年2月15日（木） | 第3回集団指導に係る質問受け 受付終了 |
| 8 | 令和6年2月1日（木） | 第1回集団指導「業務継続計画の策定等」講師による動画配信 市内施設・事業所にURL周知 閲覧可能（～令和6年3月29日 17:00） |
| 9 | 令和6年2月20日（火） | 第3回集団指導の質問に対する回答（初版） |
| 10 | 令和6年2月26日（月） | 第3回集団指導の質問に対する回答（改訂版） ホームページに掲載中 |
| 11 | 令和6年3月8日（金） | 第4回集団指導「令和5年度振り返り編」 パワーポイント+動画指導 ホームページ掲載中 |
| 12 | 令和6年3月8日（金）～令和6年3月18日（月） | 第4回集団指導に係る質問受け 受付終了 ※質問無し |
| 13 | 令和6年3月12日（火） | 令和6年度介護保険制度改正一覧【索引集】 ホームページ掲載 |
| 14 | 令和6年3月12日（火）～令和6年3月19日（火） | 令和6年度介護保険制度改正一覧【索引集】のうち、基準省令に係る質問受け 受付終了 |
| 15 | 令和6年3月21日（木） | 第5回集団指導「報酬告示関係編」 ホームページ掲載 |
| 16 | 令和6年3月21日（木）～令和6年4月4日（木） | 第5回集団指導に係る質問受け |
| 17 | 令和6年3月28日（木） | 令和6年度介護保険制度改正一覧【索引集】のうち、基準省令の質問に対する回答 ホームページに掲載 |
| 18 | 令和6年3月28日（木） | 第6回集団指導「最終編」 ホームページ掲載 |
| 19 | 令和6年3月28日（水）～令和6年4月11日（木） | 第6回集団指導に係るに関する質問、令和6年度介護保険制度改正に関する質問受け |
| 20 | 令和6年4月10日（水）（予定） | 第5回集団指導の質問に対する回答をホームページに一括掲載 |
| 21 | 令和6年4月12日（金）～令和6年4月17日（水） | 令和6年度介護保険制度改正に係る追加(1)質問受け |
| 22 | 令和6年4月15日（月） | 介護職員等処遇改善等加算 処遇改善計画書提出締め切り |
| 23 | 令和6年4月15日（月） | 体制届（加算届）提出締め切り（体制届（加算届）のページを参照してください） |
| | 令和6年4月17日（水） | 第6回集団指導に係るに関する質問及び令和6年度介護保険制度改正に関する質問に対する回答をホームページに一括掲載 |
| 24 | 令和6年4月24日（水）（予定） | 令和6年度介護保険制度改正に係る追加(1)質問に対する回答をホームページに掲載 |
| 25 | 令和6年4月25日（木）～令和6年5月1日（水） | 令和6年度介護保険制度改正に係る追加(2)質問受け |
| 26 | 令和6年5月9日（木）（予定） | 令和6年度介護保険制度改正に係る追加(2)質問に対する回答をホームページに掲載 |

《注意》

- (1) 厚生労働省の各種発表により日程が変更になる場合があります。
- (2) 上述No.21以降の対応については、厚生労働省のQ&A、解釈通知、留意事項等の発表により対応をさせていただきますが、対応方法について、別途周知いたします。
- (3) 厚生労働省が報酬告示以降に発表するQ&Aにより、それまでに回答した内容を訂正する場合があります。
- (4) 報酬告示により体制届の対象となる加算が変更になるものがあります。
報酬告示により体制届の取り扱いが変更となる加算（上述No.13の【索引集】で要確認）に係る体制届の取扱いは、別途周知します。
上述No.13の【索引集】で変更とならない加算で体制届の対象のものは、通常通り受け付けています。
これらを踏まえ体制届（加算届）のページを参照して下さい。
- (5) 令和6年5月1日以降の介護保険制度改正に係る質問の受付対応は別途周知いたします。
- (6) その他、令和6年度からの介護保険制度改正に関し、厚生労働省から発表等があるものについては個別に周知します。